

長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちの実現を目的としたゼロカーボンシティ長崎の実現のため、既存の家電製品等から省エネルギー家電製品等へ買換えをする者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象製品)

第2条 補助金の交付の対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものであって、市内に所在する店舗又は事業所から購入（買換えによる購入（中古品の購入を除く。）に限る。）し、購入者が居住する住宅に設置したものとする。

(1) 家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。） 日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上のエアコンであって、その購入費（機器の設置等に要する費用、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が50,000円以上であること。

(2) 家庭用冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。） 日本産業規格C9901による省エネルギーラベルの省エネルギー達成率が100%以上の冷蔵庫であって、その購入費が50,000円以上であること。

(3) 給湯器　日本産業規格 S 2 0 7 0 による省エネルギー ラベルの省エネルギー達成率が 100% 以上であるガス温水機器若しくは石油温水機器又は日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギー ラベルの省エネルギー達成率が 100% 以上である電気温水機器であって、その購入費が 50,000 円以上であること。

(4) LED 照明器具　光源に発光ダイオードを使用した照明器具であって、その購入費が 5,000 円以上であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 本市に住所を有すること。

(2) アクトコイン（環境行動の実践をポイントで可視化するサービスであって、本市が指定したものという。以下同じ。）にユーザー登録をしていること。

ただし、アクトコインにユーザー登録をすることが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品 1 台の購入に係る購入費（LED 照明器具にあっては、複数の合計の購入費）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象製品に応じて、それぞれ当該各号に定める額とし、その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) エアコン、冷蔵庫及び給湯器　購入費に 6 分の 1 を乗じて得た額。

ただし、30,000円を限度額とする。

- (2) LED 照明器具 購入費に2分の1を乗じて得た額。ただし、5,000円を限度額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、長崎市省エネルギー家電製品等購入費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象製品の購入日が属する年度の3月末日とする。

3 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その一部を省略させることができる。

- (1) 暴力団等の排除に関する誓約書（第2号様式）
- (2) 補助対象製品の購入日、購入店名、購入製品名及び購入費用が確認できる書類
- (3) 補助対象製品の型番号及び製造番号が確認できる書類
- (4) 補助対象製品の納品日又は設置日及び納品先住所が確認できる書類
- (5) 第2条第1号及び第2号に掲げる製品にあっては、買換え前の製品に係る特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第43条第1項に規定の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の排出者控えの写し、第2条第3号及び第4号に掲げる製品にあっては、買換えによる購入であることが確認できる設置前後の写真
- (6) アクトコインにユーザー登録していることがわかる書類。ただし、申請書の提出の際にスマートフォン等によりユーザー登録画面を提示した場合にあってはこの限りでない。

4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の2ま

での書類の添付は、省略するものとする。

5 補助金の申請については、同一世帯において、1年度につき1回限りとする。ただし、国の交付金等（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金又はこれに類するものをいう。以下同じ。）を財源として当該補助金に係る事業を実施する場合にあっては、同一世帯において、当該交付金等に係る事業ごとに1回限りとする。

（不交付の決定）

第7条 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

（補助金の交付手続の特例）

第9条 規則第21条の規定により、規則第12条、第13条及び第15条第2項の手続は、省略するものとする。この場合において、規則第15条第1項中「第13条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後」とあるのは、「補助金の交付の決定の内容を申請者に通知した後」とする。

（財産の処分の制限）

第10条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められたものとする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(令和4年度分の購入に係る申請の特例)

2 令和5年2月1日から同年3月31日までに購入した補助対象製品に係る補助金の申請を行う者に対する第6条第2項及び第5項の規定の適用については、同条第2項中「補助対象製品の購入日が属する年度」とあるのは「令和5年度」と、同条第5項中「1年度につき」とあるのは「令和4年度及び令和5年度で」とする。

(令和6年度分の購入に係る申請の特例)

3 令和7年2月14日から同年3月31日までに購入した補助対象製品に係る補助金の申請を行う者に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「補助対象製品の購入日が属する年度」とあるのは「令和8年1月末日」とする。

(令和7年度分の購入に係る申請の特例)

4 令和8年1月30日から同年3月31日までに購入した補助対象製品に係る補助金の申請を行う者に対する第6条第2項の規定の適用については、同項中「補助対象製品の購入日が属する年度の3月末日」とあるのは「令和9年1月末日」とする。

(失効期限)

5 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定について

ては、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。